

一般事業主行動計画

令和2年4月1日

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

〈 目 標 〉

計画期間内に年次有給休暇の取得日数を1人平均10日以上とすること。